

論点 1 ～ 4 関連（追加資料）

資料目次

(論点2)

- ・特定技能雇用契約又は受入れ機関が満たすべき分野に特有の基準について……………P. 1
- ・特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙①……………P. 2
- ・特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙②……………P. 3
- ・特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙③……………P. 4
- ・特定技能外国人に対する賃金の支払状況……………P. 5
- ・(参考)特定技能外国人に対する賃金の支払状況(ルート別)……………P. 6

(論点4)

- ・技能実習から特定技能へ移行時の地域間異動状況……………P. 7
- ・技能実習における主な費用とその負担者について……………P. 8
- ・特定技能における主な費用とその負担者について……………P. 9

特定技能制度においては、受入れ機関が特定技能雇用契約や受入れ機関自体に関する基準を満たす必要があるため、技能実習修了後に引き続き同一の事業所等において同一の業務に従事する特定技能外国人として受け入れる場合には、技能実習の職種と特定産業分野が対応していることに加え、受入れ機関が同基準を満たす必要がある。

受入れ機関が満たすべき基準

全分野共通の特定技能雇用契約や受入れ機関自体について満たすべき基準のほか、分野に特有の基準に適合することが求められる。

※分野所管省庁の定める告示で規定

分野に特有の基準

- ・ 特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準（別紙参照）
 - ・ 分野に係る特定技能外国人の受入れに関する協議会の構成員であること
 - ・ 協議会に対し、必要な協力を行うこと
 - ・ 分野別所管省庁が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと
- 等

イメージ

技能実習

移行可能

技能実習 2号移行対象職種・作業のうち、特定産業分野に対応

移行不可能

技能実習 2号移行対象職種・作業のうち、特定産業分野に対応していない又は技能実習 2号移行対象外

特定技能

実習実施者が基準を満たしている

実習実施者が基準を満たしていない

同一の事業所等で引き続き受け入れることができる

同一の事業所等で引き続き受け入れることができない

同一の事業所等において引き続き受け入れることが困難な例

技能実習 2号移行対象職種・作業が特定産業分野に対応している場合でも、特定産業分野によっては、受入れ機関の事業所が分野ごとの特有の基準で定められている日本標準産業分類の産業分野に該当しない場合（例えば、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業分野ではプラスチック成形を行っている事業所が中分類18プラスチック製品製造業のみを行っている場合、飲食料品製造業分野ではそう菜製造業を行っている事業所が小分類581各種食料品小売業（スーパーのバックヤードでの食品製造）を行っている場合など）には同一の事業所において引き続き受け入れることができない。

特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙①

	分野	上乗せ告示	特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準
厚労省	介護	平成31年3月15日厚生労働省告示第66号	<p>(介護分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 介護分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成三十一年法務省令第五号)第二条第一項第十三号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下この条において「1号特定技能外国人」という。)を受け入れる事業所が、介護等の業務(利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。)を行うものであること。</p> <p>二 1号特定技能外国人を受け入れる事業所において、1号特定技能外国人の数が、当該事業所の日本人等(出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の介護の在留資格、5の表の特定活動の在留資格(経済連携協定に基づき社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第2条第2項に規定する介護福祉士として従事する活動を指定されたものに限る。)又は別表第2の上欄の在留資格をもって在留する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者を含む。)の常勤の介護職員の総数を超えないこと。</p>
	ビルクリーニング	平成31年3月15日厚生労働省告示第67号	<p>(ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 ビルクリーニング分野における特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令(平成31年法務省令第5号)第2条第1項第13号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の登録を受けた営業所において出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下この条において「1号特定技能外国人」という。)を受け入れることとしていること。</p>
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	令和4年5月25日経済産業省告示第127号	<p>(特定技能雇用契約の内容の基準)</p> <p>第2条 製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号(統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件)に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 細分類 2194-鋳型製造業(中子を含む)</p> <p>二 小分類 225-鉄素形材製造業</p> <p>三 小分類 235-非鉄金属素形材製造業</p> <p>四 細分類 2422-機械刃物製造業</p> <p>五 細分類 2424-作業工具製造業</p> <p>六 細分類 2431-配管工事用附属品製造業(バルブ、コックを除く)</p> <p>七 小分類 245-金属素形材製品製造業</p> <p>八 細分類 2462-溶融めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>九 細分類 2464-電気めっき業(表面処理鋼材製造業を除く)</p> <p>十 細分類 2465-金属熱処理業</p> <p>十一 細分類 2469-その他の金属表面処理業(ただし、アルミニウム陽極酸化処理業に限る。)</p> <p>十二 小分類 248-ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業</p> <p>十三 中分類 25-はん用機械器具製造業(ただし、細分類 2591-消火器具・消火装置製造業を除く。)</p> <p>十四 中分類 26-生産用機械器具製造業</p> <p>十五 中分類 27-業務用機械器具製造業(ただし、小分類 274-医療用機械器具・医療用品製造業及び小分類 276-武器製造業を除く。)</p> <p>十六 中分類 28-電子部品・デバイス・電子回路製造業</p> <p>十七 中分類 29-電気機械器具製造業(ただし、細分類 2922-内燃機関電装品製造業を除く。)</p> <p>十八 中分類 30-情報通信機械器具製造業</p> <p>十九 細分類 3295-工業用模型製造業</p>

特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙②

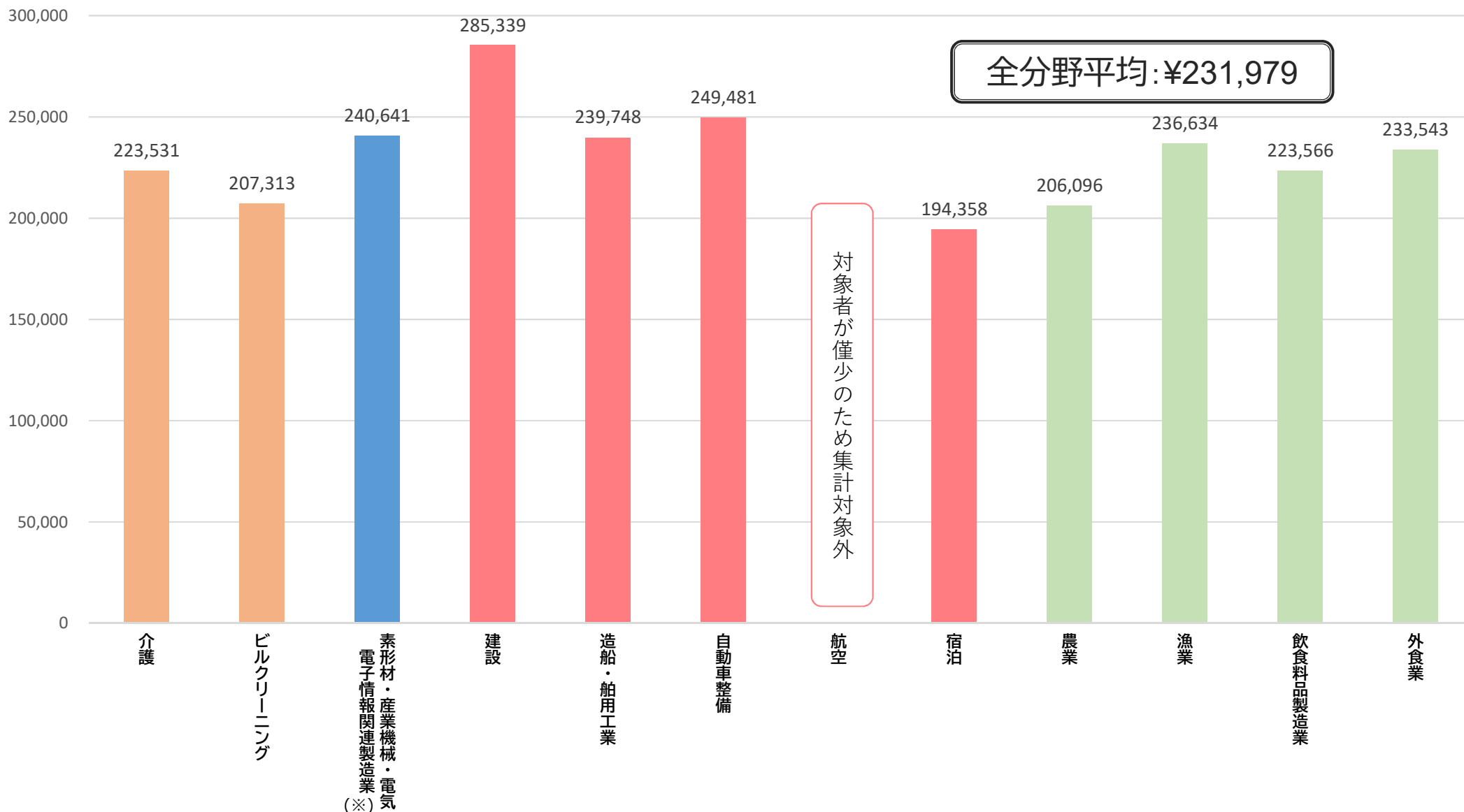
	分野	上乗せ告示	特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準
国 交 省	建設	平成31年3月15日国土交通省告示第357号	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 建設分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関(以下「特定技能所属機関」という。)の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人(以下「1号特定技能外国人」という。)と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 1号特定技能外国人の受入れに関する計画(以下「建設特定技能受入計画」という。)について、その内容が適当である旨の国土交通大臣の認定を受けていること。</p> <p>ロ イの認定を受けた建設特定技能受入計画を適正に実施し、国土交通大臣又は第7条に規定する適正就労監視機関により、その旨の確認を受けること。</p> <p>ハ ロに規定するほか、国土交通省が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第2号に掲げる活動を行おうとする外国人と特定技能雇用契約を締結しようとする特定技能所属機関が次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第3条第1項の許可(同条第3項の許可の更新を含む。以下同じ。)を受けていること。</p> <p>ロ 建設キャリアアップシステム(一般財団法人建設業振興基金が提供するサービスであって、当該サービスを利用する工事現場における建設工事の施工に従事する者や建設業を営む者に関する情報を登録し、又は蓄積し、これらの情報について当該サービスを利用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。)に登録していること。</p> <p>ハ 第10条の登録を受けた法人又は当該法人を構成する建設業者団体に所属し、同条第1号イに規定する行動規範を遵守すること。</p>
	造船・船用工業	平成31年3月15日国土交通省告示第359号	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 造船・船用工業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第十三号及び第2項第七号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 造船法(昭和25年法律第129号)第6条第1項の事業を営む者、小型船造船業法(昭和41年法律第119号)第2条第1項に規定する小型船造船業を営む者その他の造船・船用工業分野に係る事業を営む者であること。</p>
	自動車整備	平成31年3月15日国土交通省告示第358号	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 自動車整備分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第78条第1項に基づき地方運輸局長から認証を受けた事業場を有すること。</p> <p>五 登録支援機関に適合1号特定技能外国人支援計画の全部の実施を委託する場合にあっては、次のいずれにも該当する登録支援機関に委託することとしていること。</p> <p>ロ 1級又は2級の自動車整備士の技能検定(道路運送車両法第55条第1項の技能検定をいう。)に合格した者又は自動車整備士の養成施設(同条第3項に規定する養成施設をいう。)において5年以上の指導に係る実務の経験を有する者が置かれていること。</p>
	航空	平成31年3月15日国土交通省告示第360号	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 航空分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 空港管理規則(昭和27年運輸省令第44号)第12条第1項若しくは第12条の2第1項の承認を受けた者(航空法(昭和27年法律第231号)第100条第1項の許可を受けた者を含む。)若しくは同規則第13条第1項の承認を受けた者若しくは同規則第12条第1項、第12条の2第1項若しくは第13条第1項の規定に準じて定められた条例、規則その他の規程の規定に相当するものに基づき空港管理者により営業を行うことを認められた者であって、空港グランドハンドリングを営む者であること、又は同法第20条第1項第3号、第4号若しくは第7号の能力について同項の認定を受けた者若しくは当該者から業務の委託を受けた者であること。</p>
	宿泊	平成31年3月15日国土交通省告示第361号	<p>(特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準)</p> <p>第2条 宿泊分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 旅館・ホテル営業(旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業をいう。イにおいて同じ。)の形態で旅館業を営み、かつ、次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 旅館業法第3条第1項の旅館・ホテル営業の許可を受けていること。</p> <p>ロ 1号特定技能外国人(出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。)に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。次号において「風営法」という。)第2条第6項第4号に規定する施設において就労させないこととしていること。</p> <p>ハ 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p>

特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準別紙③

	分野	上乗せ告示	特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準
農水省	農業	平成31年3月15日農林水産省告示第524号	<p>農業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定め省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関（第1号にあっては、当該機関が法人である場合は、当該機関又はその業務を執行する役員）が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第2条第1号に規定する労働者派遣をいう。以下同じ。）の対象とするものではない場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験又はこれに準ずる経験を有すること。</p> <p>二 出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人を労働者派遣の対象とする場合にあっては、労働者を6月以上継続して雇用した経験を有する者又は派遣先責任者講習その他これに準ずる講習を受講した者を派遣先責任者（労働者派遣法第41条に規定する派遣先責任者をいう。）として選任している者に当該外国人に係る労働者派遣をすることとしていること。</p>
	漁業	平成31年3月15日農林水産省告示第525号	<p>事業所等に関する基準はなし。</p> <p>※告示上、特定技能外国人が活動を行う事業所等に関する基準を定めていないものの、受入れ機関が分野別協議会に加入する際に、営む漁業や養殖業を所管している全国団体への所属の確認を行っている。</p>
	飲食料品製造業	平成31年3月15日農林水産省告示第526号	<p>（特定技能雇用契約の内容の基準）</p> <p>第2条 飲食料品製造業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第1条第1項第7号の告示で定める基準は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の5第1項に規定する特定技能雇用契約に基づいて外国人が同法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行う事業所が、平成25年総務省告示第405号（統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件）に定める日本標準産業分類に掲げる産業のうち主として次のいずれかに掲げるものを行っていることとする。</p> <p>一 中分類09－食料品製造業</p> <p>二 小分類101－清涼飲料製造業</p> <p>三 小分類103－茶・コーヒー製造業（清涼飲料を除く）</p> <p>四 小分類104－製氷業</p> <p>五 細分類5861－菓子小売業（製造小売）</p> <p>六 細分類5863－パン小売業（製造小売）</p> <p>七 細分類5897－豆腐・かまぼこ等加工食品小売業</p>
	外食業	平成31年3月15日農林水産省告示第527号	<p>（特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関の基準）</p> <p>第2条 外食業分野に係る特定技能雇用契約及び1号特定技能外国人支援計画の基準等を定める省令第2条第1項第13号及び第2項第7号に規定する告示で定める基準は、特定技能雇用契約の相手方となる本邦の公私の機関が次のいずれにも該当することとする。</p> <p>一 1号特定技能外国人（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表の特定技能の項の下欄第1号に掲げる活動を行おうとする外国人をいう。以下同じ。）に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所において就労させないこととしていること。</p> <p>二 1号特定技能外国人に、風営法第2条第3項に規定する接待を行わせないこととしていること。</p>

特定技能外国人に対する賃金の支払状況

(円) 月平均支給額 (令和3年・分野別) 単位：円 (暫定値)



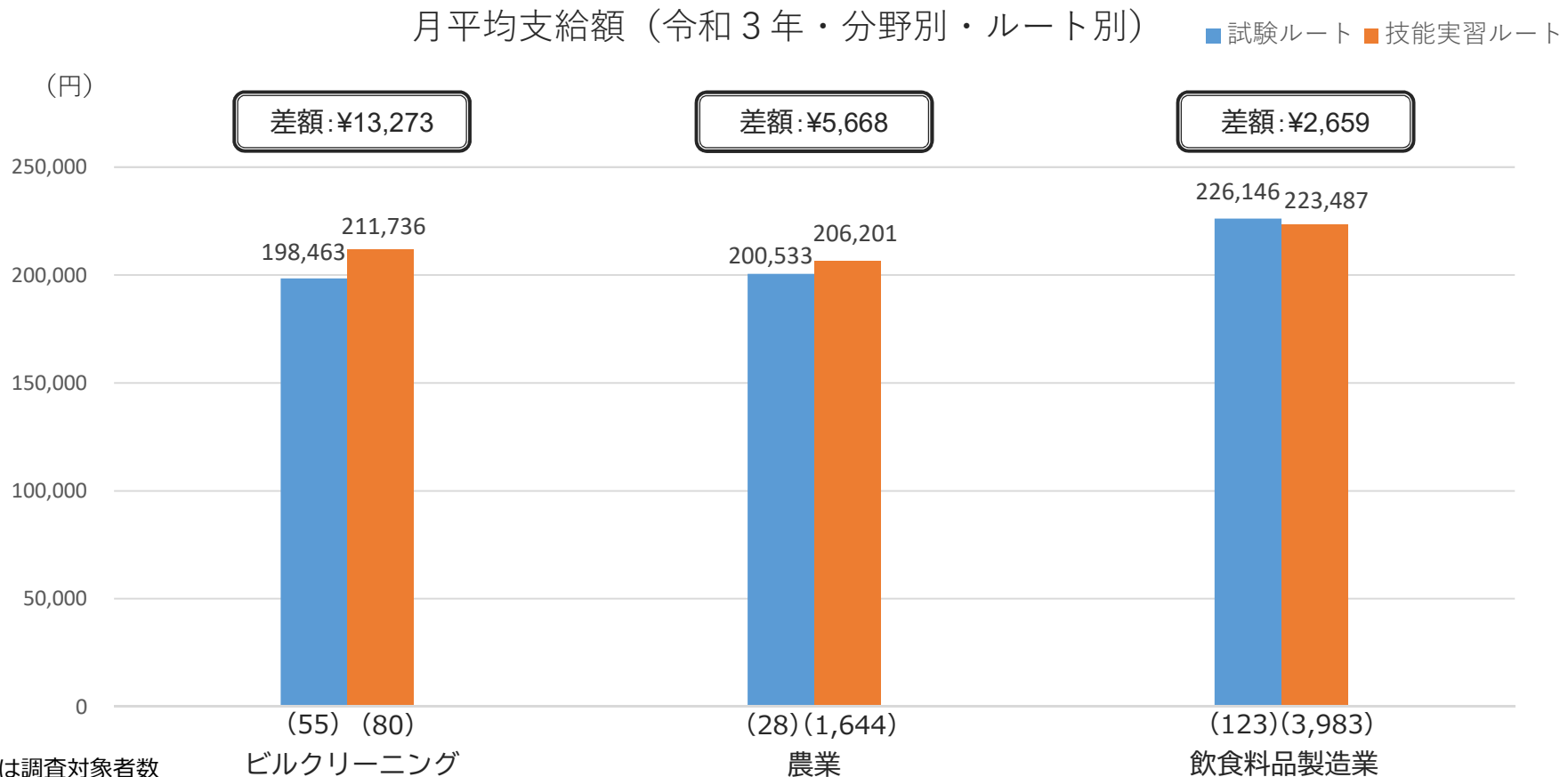
(※) 「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」の月平均支給額は、旧分野「素形材産業」、「産業機械製造業」及び「電気・電子情報関連産業」の3分野を一括して集計したものの。
 (注) 令和3年を通じて在留した特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、1か月当たりの平均支給賃金額(総額)を算出したもの(11,331名分の届出内容から算出)。なお、対象者数が10名以下の分野(航空分野)については集計対象外とした。

(参考) 特定技能外国人に対する賃金の支払状況 (ルート別)

- 令和3年の特定技能1号在留外国人に対する賃金の支払状況(注1)について、試験ルート(注2)と技能実習ルート(注3)別の月平均支給額を比較すると、ビルクリーニング及び農業では技能実習ルートが高く、飲食料品製造業では試験ルートが高い傾向がみられた(注4)。なお、当該3分野以外については、比較対象者が僅少又は不見当のため集計対象外とした。

(注1) 令和3年を通じて在留した特定技能外国人に関する定期的な届出の内容に基づいて、1か月当たりの平均支給賃金額(総額)を算出したもの
(注2) 特定産業分野別の技能試験及び日本語試験に合格し特定技能1号の許可を受けたケース
(注3) 技能実習2号を良好に修了し、従事しようとする業務と技能実習2号の職種・作業に関連性が認められるとして特定技能1号の許可を受けたケース
(注4) 当該3分野についても、比較対象者が少ない又は両ルートの人数差が大きいため、あくまで暫定値である。

3分野における特定技能外国人に対する賃金の支払状況 (ルート別) (暫定値)



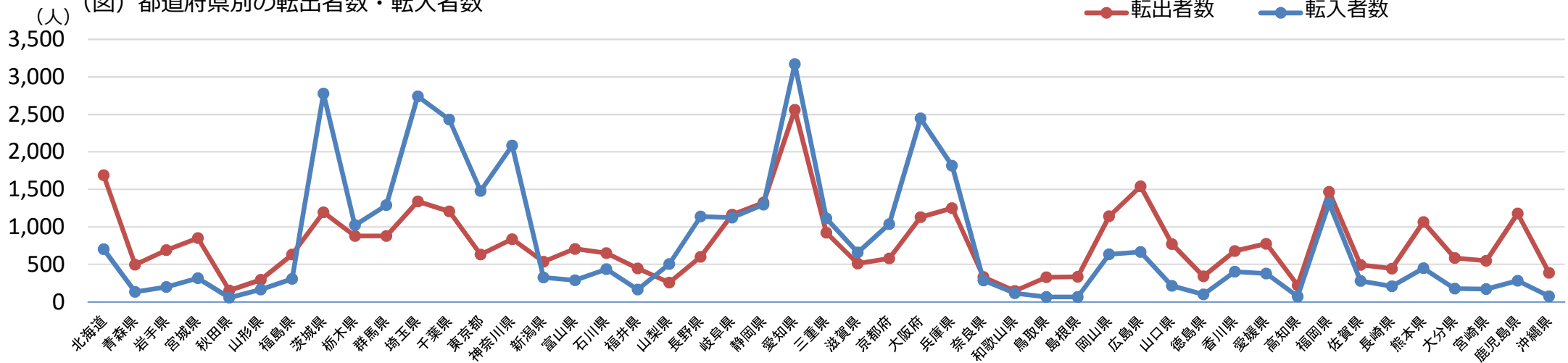
技能実習から特定技能へ移行時の地域間異動状況

- 特定技能 1 号外国人130,915人（令和 4 年12月末現在）のうち、技能実習からの移行者（注1）は95,302人。そのうち、特定技能 1 号への移行に際し、都道府県をまたぐ住居地の異動（注2）があったのは、39.0%（37,173人）
- 当該異動における各都道府県の転出・転入状況は次の図表のとおり。

（注1）技能実習修了後、「特定活動」等の在留資格で在留した上で特定技能 1 号へ移行した者を含む。
 （注2）技能実習での在留中の最後の在留諸申請に係る許可時点の住居地と、技能実習から特定技能 1 号への在留資格変更許可日から 1 か月以内の最後に届出された時点の住居地に異動があるもの

特定技能 1 号への移行の際の都道府県をまたぐ住居地の異動における転出・転入状況（暫定値）

（図）都道府県別の転出者数・転入者数



（表）都道府県別の転出者数・転入者数

（赤字：転出者数、青字：転入者数）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
1,689	494	689	852	153	295	631	1,193	879	879	1,339	1,207	632	837	536	707
702	132	198	317	56	165	307	2,779	1,024	1,290	2,740	2,431	1,479	2,086	325	287
石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
651	445	258	599	1,163	1,323	2,562	921	511	580	1,128	1,249	331	145	327	333
435	165	504	1,138	1,123	1,296	3,171	1,114	659	1,038	2,448	1,815	286	114	65	66
岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	
1,141	1,541	772	340	678	775	219	1,468	493	444	1,065	584	548	1,180	387	
633	664	214	100	403	378	70	1,315	280	206	449	177	171	283	75	

技能実習における主な費用とその負担者について

- 主な費用は技能実習生本人が負担することを原則としているが、実習監理として、監理団体が行う業務に含まれる費用については、技能実習生に直接又は間接的に負担させることを禁じている（規則第14条第3号）。
- なお、実習監理に係る費用は、監理団体が監理費として実習実施者から徴収（法第28条第2項、規則第37条）。

費用の種類	負担者	根拠規定	備考
入国に係る渡航費用	技能実習生	—	(監理費として実習実施者から徴収する場合)技能実習生に負担させることは禁止
食費	技能実習生	—	(実習実施者が定期的に費用を徴収する場合)技能実習生が負担する費用の額及び内容を十分に理解して合意していることが必要(規則第14条第1項第4号)
居住費			
水道光熱費			
在留諸申請の手数料	技能実習生	外国人は、在留資格の変更又は在留期間の更新等の許可等を受ける場合には手数料を納付しなければならない(入管法第67条)	(監理費として実習実施者から徴収する場合)技能実習生に負担させることは禁止
転籍に伴う転居費用	技能実習生	—	(技能実習生が負担することが困難な場合)監理団体等が必要な措置を講じる(法第51条第1項)
帰国に係る渡航費用	監理団体(団体監理型) 実習実施者(企業単独型)	監理団体等は、技能実習を終了し、技能実習生が帰国する場合、帰国に要する旅費を負担しなければならない(規則第12条第1項第6号、規則第52条第9号)	—

特定技能における主な費用とその負担者について

- 主な費用は特定技能外国人本人が負担することを原則としているが、1号特定技能外国人支援として、支援に要した費用については特定技能外国人に直接的又は間接的に負担させることを禁じている（特定技能基準省令第2条第1項第8号）。
- なお、当該支援に係る費用は、登録支援機関が、支援委託契約に基づき、支援委託費として特定技能所属機関から徴収。

費用の種類	負担者	根拠規定	備考
入国に係る渡航費用	特定技能外国人	—	(任意的支援として費用を負担する旨の計画がある場合)特定技能外国人に負担させることは禁止
食費	特定技能外国人	—	(特定技能所属機関が定期的に費用を徴収する場合)特定技能外国人が負担する費用の額及び内容を十分に理解して合意していることが必要(上陸基準省令第5号)
居住費			
光熱水費			
在留諸申請の手数料	特定技能外国人	外国人は、在留資格の変更又は在留期間の更新等の許可等を受ける場合には手数料を納付しなければならない(入管法第67条)	(任意的支援として費用を負担する旨の計画がある場合)特定技能外国人に負担させることは禁止
転職に伴う転居費用	特定技能外国人	—	任意的支援として、雇用契約解除・終了後、次の受入先が決まるまでの間、適切な住居に係る情報を提供することや、連帯保証人となることを推奨(特定技能基準省令第3条第1号ハ)
帰国に係る渡航費用	特定技能外国人	—	(特定技能外国人が負担することができない場合)特定技能所属機関が費用を負担(特定技能基準省令第1条第2項第1号)